

薬生食輸発 1114 第 2 号
令和元年 11 月 14 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成 31 年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

(インド産カルダモンの未成熟果実(グリーンカルダモンに限る。)のトリアゾホス及びフェネルの種子のトリアゾホス、台湾産バナナのピラクロストロビン並びに米国産とうもろこし(爆裂種、甘味種を除き、遺伝子組換え(不分別を含む。))を除く。)のデルタメトリン及びトラロメトリン)

標記については、平成 31 年 3 月 29 日付け薬生食輸発 0329 第 4 号(最終改正:令和元年 11 月 1 日付け薬生食輸発 1101 第 1 号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、インド産カルダモンの未成熟果実、台湾産バナナ及び米国産とうもろこしの輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法第 11 条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、インド産カルダモンの未成熟果実(グリーンカルダモンに限る。)のトリアゾホス、台湾産バナナのピラクロストロビン及び米国産とうもろこし(爆裂種、甘味種を除き、遺伝子組換え(不分別を含む。))を除く。)のデルタメトリン及びトラロメトリンに係るモニタリング検査の頻度を 30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第 2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第 3 に下記を追加する。

また、検査命令の対象としたことから、インド産フェネルの種子のトリアゾホスについてはモニタリング通知の別表第 2 及び別表第 3 から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

なお、台湾産バナナのピラクロストロビンについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和元年 11月14日	インド	カルダモンの未成熟果実 (グリーンカルダモンに 限る。)及びその加工品(簡 易な加工に限る。)	残留農薬 (トリアゾホ ス)	AMBIKA GLOBAL FOODS AND BEVERAGES PRIVATE LIMITED
令和元年 11月14日	台湾	バナナ及びその加工品(簡 易な加工に限る。)	残留農薬 (ピラクロス トロビン)	HUNG YUN FOOD CO., LTD.
令和元年 11月14日	米国	とうもろこし(爆裂種、甘 味種を除き、遺伝子組換え (不分別を含む。)を除 く。)及びその加工品(簡易 な加工に限る。)	残留農薬 (デルタメト リン及びトラ ロメトリン)	THE SCOLAR COMPANY TOYOTA TSUSHO AMERICA, INC.